

子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ

問 市役所子育て支援課子育て支援係[内線162~165]

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける「低所得のひとり親子育て世帯」と「低所得のひとり親以外の子育て世帯」に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、国の緊急対策として児童1人あたり5万円の特別給付金を支給するものです。

令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金(低所得のひとり親世帯分)

●支給対象者

ア. 令和5年3月分の児童扶養手当を受給されている方	5月末支給済
イ. 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限ります。) ※公的年金等とは、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等です。	申請手続きが必要です
ウ. 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、本人および扶養義務者の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	

令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)

●対象児童

平成17年4月2日～令和6年2月29日までの間に出生した児童

※特別児童扶養手当の対象児童は、平成15年4月2日～令和6年2月29日までの間に出生した児童

●支給対象者

エ. 北斗市から令和4年度「北斗市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」を受給した方	5月末支給済
オ. 上記エのほか、対象児童を養育する父母等であって、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方	申請手続きが必要です

〈共通事項〉

●支給額／児童1人あたり一律5万円

●申請受付期間／令和5年6月1日(木)～令和6年2月29日(木)

※ただし、令和6年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の認定、もしくは額の改定の認定請求をした方等への支給申請は、令和6年3月15日(金)までです。

●申請受付窓口／市役所子育て支援課子育て支援係(市役所1階⑦番窓口)

●支給方法

▷申請が不要な方(上記ア、エに該当する方)／5月末までに支給しています。

▷申請が必要な方(上記イ、ウ、オに該当する方)／申請書類をそろえて提出していただいた後、申請口座に支給します。支給時期については申請の際にご説明します。

また、申請書については、市役所子育て支援課で配布します。

●その他

- ・お問い合わせの内容によっては、個人情報保護の観点からお答えできない場合がございますので、ご了承ください。
- ・給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合は、返金していただくことになります。(修正申告を行った結果、住民税非課税から課税になった場合や1人の児童について二重に受給した場合など)

「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。